

第 1022 回 高知市教育委員会 8 月定例会 議事録

1 開催日 平成 20 年 8 月 28 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 41 号 高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正  
について

日程第 3 市教委第 42 号 高知市工石山青少年の家体験学習バス運行規則の制定について

日程第 4 市教委第 43 号 平成 20 年 9 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案  
に対する意見について

○ 平成 20 年度一般会計予算 9 月補正予算について

○ 高知市文化プラザ条例の一部改正について

○ 高知市立公民館条例の一部改正について

○ 不動産取得議案 (横内小学校屋内体育館の買取)

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1 番委員	澤 田 智 恵
	2 番委員	溝 渕 悦 子
	3 番委員	西 山 彰 一
	4 番委員	山 本 和 正
	5 番委員	吉 川 明 男

(2) 事務局	教育次長	岡 村 修
	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	青少年課長	山 川 瑞 代
	自由民権記念館長	西 田 幸 人
	総務課長補佐	山 本 正 篤
	学校教育課学校教育班長	松 下 整
	学校教育課人事班長	土 居 英 一
	生涯学習課長課長補佐	矢 生 佳 子
	少年補導センター副所長	金 井 伸 也
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

## 第 1022 回 高知市教育委員会 8 月定例会 議事録

1 平成 20 年 8 月 28 日（木）午後 4 時～4 時 51 分（たかじょう庁舎 5 階会議室）

### 2 議事内容

開会 午後 4 時

#### 澤田委員長

ただいまから、第 1022 回高知市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西山委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。まず、日程第 2 市教委第 41 号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

#### 学事課長

学事課長 佐々木です。高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正につきまして説明させていただきます。

高知駅周辺の再開発によりまして、平成 20 年 10 月 13 日に実施されます街区の区域及び街区符号の変更に伴いまして、江ノ口小学校及び江陽小学校の通学区域の表示を改正するものでございます。この街区の区域及び街区符号の変更にによりまして大きく 2 点が変更となります。

まず一つ、現在の栄枝町が栄枝町一丁目、栄枝町二丁目、栄田町三丁目となります。二つ目に、それに併せまして、栄枝町と隣接する北本町二丁目及び新本町一丁目、二丁目との境が、若干変更されます。それによりまして、校区は 4 ページに有りますような対照表 区域の表記が改められます。江ノ口小学校を例に取りますと北本町二丁目 7 番の一部という表記が、栄枝町二丁目、栄枝町二丁目 1 番の一部、3 番の一部、4 番あるいは北本町二丁目 9 番の一部、10 番というようなかたちで変更になります。

しかし、校区の線引きは、まったく変更されておられません。標示が変わるだけです。従いまして、これまでどおり、高知駅北口の駅前広場から北に伸びる道路が、江ノ口小学校と江陽小学校の校区の境となるという、表記の改正のみでございます。

以上でございます。

#### 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 委員一同

————— 【な し】 —————

#### 澤田委員長

特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 41 号「高知市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 41 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 42 号「高知市工石山青少年の家体験学習バス運行規則の制定について」、事務局の説明を求めます。

## 青少年課長

青少年課長 山川です。日程第3についてご説明いたします。

本規則は、高知市工石山青少年の家に、新たに29人乗りマイクロバスが配備され、それに伴いまして利用者の送迎を行うために、その送迎の範囲を制定するものです。7ページにあります規則の第2条で送迎の範囲を示しています。

体験学習バスは、おおむね15人以上のグループが、青少年の健全育成に資するため、高知市工石山青少年の家を利用する場合に送迎いたします。

運行の範囲は、原則として高知市及び高知市に隣接する市町村を定めております。その他例外的なものも認めることが出来ます。特に教育長が認めた場合という項目を設けておりますけれども、主に15人以上のグループで高知市及び隣接市町村において高知市工石山青少年の家を利用していただく場合に、無料の送迎バスを運行することができるというような規則でございます。

申込日に、そのバスの利用につきまして、申請書を頂きまして、その内容を審査した上で送迎が適正であるかどうかを1件ごとに判断したうえで、送迎バスの運行を行おうとするものです。

## 澤田委員長

この件に関して、質疑等はありませんか。

## 西山委員

第6条にあります損害の賠償というのが規定されていますが、万が一事故に遭った時、同乗者の怪我あるいは重大な障害を負ったときの保障ですが、どういう枠組みの保険でカバーされるのでしょうか。

## 青少年課長

公用車ですので、高知市の公用車の管理規定に則りまして、市有物件の損害賠償保険に入っております。一般の公用車とまったく同じですので、物損も、人的なものもその市有物件の対象になり、そちらのほうで保障という形をとっております。

## 吉川教育長

これは、集団宿泊訓練であれば、学校管理下の事故ということでスポーツ振興センター、それから、青少協、子ども会の体験活動であればそのときの保険の活用等で保障されることとなりますね。

## 溝渕委員

運転手は、メンバーの中の誰かが運転するわけですか。

## 青少年課長

公用車ですので、市の職員、もしくは運転を委託した者でないと運転できませんので、青少年課の場合は、工石山青少年の家の職員とあと民間の方に運転を委託しております。

## 溝渕委員

その都度ですか。

## 青少年課長

はい、1運行につきいくらということで、運転の委託契約をしております。

## 吉川教育長

関連ですが、この工石山青少年の家は、改装されて宿泊も100人程度は受けることができることになりました。県から貰ったお金を原資に多額の投資をしている訳です。高知市立の学校長会では、100人以下程度の活動の場合には、他の施設を使わず工石山を使ってほしいと各学校長に要請しておりますし、使用の状況を見てもと相当上がっておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

## 澤田委員長

ほかにご意見がないようでしたら、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第42号「高知市工石山青少年の家体験学習バス運行規則の制定について」、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第42号は、原案のとおり決しました。

日程第4市教委第43号「平成20年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案について」ですが、まず、事務局から一括して説明後、それぞれの内容について質疑を行いたいと思います。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。9月定例市議会に提案予定の議案について説明いたします。A4の3枚ものの資料で「平成20年9月定例市議会提出議案一覧（教育委員会所管分）」というのがお手元にあると思いますが、それをご覧ください。

その他に参考資料として4部 確認していただきたいのですが、まず潮江東小学校給食民間委託への取組みという冊子、学校給食民間委託試行に関するスケジュール案というカラーのものでございます。それから8月12日に開催されました経済文教常任委員会審議状況という資料、翌8月13日に開催されました行財政改革特別委員会審議状況という報告書この4種類でございます。お手元でございますでしょうか。その4つの資料を説明の中であわせてご覧いただきたいと思います。

議案としては、予算議案が7件、予算外議案が3件でございます。

少し説明が長くなるかも分かりませんが、予めご了承くださいと思います。

平成20年9月定例市議会提出議案一覧をご覧ください。まず、予算議案の1の学校支援地域活動モデル事業でございます。補正額は140万3,000円。内容は文部科学省のモデル事業の指定を受けまして、中学校校区単位で学校支援地域本部を立ち上げまして、地域全体で学校の教育活動を支援するものでございます。指定の校区は、朝倉中学校校区でございます。

具体的な事業内容としては、学校支援活動の企画、学校とボランティアの間を調整する地域コーディネーターの配置、学校支援ボランティア活動の実施、広報活動、人材バンクの作成等でございます。

2として、小学校、中学校、養護学校の校舎等施設管理費で、中身は、アスベスト含有分析調査でございます。補正額は合計409万7,000円で、内容は国、県からの要請によりまして、平成17・18年度にアモサイト、クリソタイル、クロシドライトの3種類のアスベストの含有分析調査を実施しましたけれど、今回再び国、県からの要請によりまして、新たに別の3種類のアスベストークチノライト、アンソフィライト、トレモライトについて補足の調査行うことになったものでございます。

3として、小学校、中学校の緊急耐震診断事業費でございます。補正額は合計3,899万3,000円でございます。内容は、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の施行、この20年6月18日でございますが、その施行によりまして、大規模な地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いとされる学校施設、耐震2次診断の結果、Is値0.3未満の施設でございますが、その施設について早急に耐震化を図るため、国補助率の嵩上げ等の措置——その措置は22年度末までの時限措置でございますが、その措置が講じられることとなりました。これを受けまして、耐震2次診断未実施の学校施設のうち補助率の嵩上げの対象となる可能性の高い施設について、20・21年度にかけて耐震2次診断を実施し、耐震化の取り組みを進めるものでございます。

対象施設、棟数は小学校8校12棟、中学校5校5棟、うち20年度実施施設数は、小学校6校の8棟、中学校2校の2棟でございます。残りは、21年度に実施したいと考えております。

4として、横内小学校新設事業費、補正額は3億740万5,000円でございます。

内容は、財団法人高知市学校建設公社で先行整備を行い平成10年度に開校した横内小学校屋内運動場棟について、国の補助の事業認定を受けたことに伴い、同公社から買取をするものでございます。

施設概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建、延べ床面積1,136㎡でございます。

続いて2ページをご覧ください。5として、文化プラザ管理運営費、中身は施設管理システム改修

費でございます。補正額は700万。内容ですが、現在、文化プラザの貸館業務は、施設管理システムを使って運用しておりまして、館内利用情報表示にも連動させることで、利用者にサービスするシステムを構築しております。21年度からは、ホール、ギャラリーは指定管理者が、横山隆一記念まんが館、中央公民館については、文化振興事業団がそれぞれ管理運営を行う予定でございまして、施設の一体利用時の運用や相互の利用状況の把握、蓄積データの管理、館内利用情報表示を含めサービスを低下させないために、現行の施設管理システムを仕様変更して、両者が共同利用できるようにするものでございます。あわせて本年度中にメーカーの保障期間が満了しますサーバーを交換するものでございます。

6としまして、放課後児童クラブ施設整備事業費でございます。補正額は3,200万、内容は、十津小学校と大津小学校の児童クラブの整備を行うものでございます。十津小学校の放課後児童クラブは、現在専用施設の他に教室を借用して1クラブ1分室体制で運営しております。しかしながら21年度は、児童数の増加を伴う学級数の増加が見込まれておりまして、借用している教室を学校に返還することとしまして、専用施設、軽量鉄骨造平屋建約120㎡の施設を新設するものでございます。

また、大津小学校につきましては現在専用施設の他に教室を借用して2クラブ体制で運営しておりますが、21年度は入会児童の増加が見込まれますため、借用している教室と隣接する資料室の間仕切り改修を行いまして、その部屋を確保するものでございます。

つぎに7番目として、高知市立潮江東小学校給食調理業務委託に係る債務負担行為の設定についてでございます。なお、資料に誤りがございましたので修正をお願いします。期間を平成21年度から22年度と書いておりますが、「21」は「20」の誤りですので訂正をお願いいたします。

内容について説明をいたします前に、前月の委員会以後の経過について説明をいたしたいと思いません。資料の潮江東小学校学校給食民間委託への取り組みという冊子がございます。その1ページをご覧くださいと思います。1ページにはこれまでの経過を記載しておりますけれど、前月の委員会以後の経過としましては、下の方に、まず8月3日に潮江東小学校保護者との意見交換会、参加は保護者9名でございました。

続きまして、8月12日の経済文教常任委員会において、これまでの潮江東小学校での民間委託への取り組みについて報告をいたしました。翌日の8月13日に同じく市議会行財政改革特別委員会において、民間委託への取り組みを説明いたしましたところでございます。続いて資料の経済文教常任委員会と行財政改革特別委員会の内容はほぼ一致しておりますので、8月12日の経済文教常任委員会の審議状況という資料をご覧くださいと思います。

8ページでございます。この部分が潮江東小学校学校給食民間委託試行への取り組みについて教育長が説明された内容をまとめたものでございます。その要点を申し上げたいと思います。

6月16日に1回目の保護者への説明会を行いました。その後、7月7日岡山市立東疇小学校へ視察を行いました。7月9日から11日までの3日間学年別に3回に分けて保護者への説明会を行いました。7月17日に県立日高養護学校へ保護者の方をご案内いたしました。7月18日に7月9日から11日までの3日間の説明会の内容に6月16日での説明会での内容も加えまして、その内容を書いた文書を7月18日に保護者の全世帯に配布いたしました。その折の文書の文面には8月3日に意見交換会を行うというご案内も添えて文書を配布いたしました。

7月9日から11日までの3度にわたる保護者説明会の参加人数は、23名、22名、18名と漸減傾向にある。参加されていない大多数の保護者に私どもの考え方や説明会の概要を知らせる必要があると考え、7月18日に文書でお知らせした。保護者からの反応は、反対の立場からの1件のみであった。8月3日の意見交換会は、民間委託に納得していない9名の保護者が参加された。5回の説明会等で説明責任を果たしたとは思っていない。また疑問点があれば、いつでもお答えするし、先行して実施している現場に何度でもご案内する。

これで説明が終わったとも、保護者の不安点を払拭できたとも思っていないが、オープンな会は

終了したいと考えている。ただ、保護者からの意見を打ち切るわけではなく、今後は総務課や学事課に意見を賜りたい。また、現場を見ていただきたいとも申し上げている。

5回に及ぶ説明会、意見交換会、2回の視察を含めた感想であるが、参加人数は延べ94名。6月16日22名、7月9日23名、10日22名、11日18名、8月3日9名であった。参加者が少なかったことについては、反省もしている。8月3日に参加した保護者から「参加人数が少なくて残念」と言われていたが、少なくとも9名の保護者の方が納得していないという点については大変残念で、申し訳なく思う。報告書の中で申し上げたとおり説明会の内容をすべての保護者にお知らせしたうえで反応がほとんどないということも考え合わせると、大勢としては積極賛成とまでは至らないものの、民間委託については一定やむを得ないとの理解をいただいているのではないかと考える。

以上のように、経済文教委員会のほうで報告を申し上げました。その内容については、翌日の行財政特別委員会でも教育長のほうから同じ内容で報告申し上げております。

この経過を踏まえまして、教育委員会の事務局としましては、一定の説明責任を果たしてきたのではないかと判断いたしておりまして、本日の定例教育委員会において委員の皆様へ21年4月から、潮江東小学校の給食調理業務委託にかかる予算案について、ご審議をいただきたいと存じます。

それでは予算案の内容を説明いたします。資料に戻っていただいて2ページをご覧くださいと思います。潮江東小学校において21年度から、学校給食調理業務の民間委託試行を開始するに当たりまして、安全で、安定した給食を提供するため、受託業者に十分な準備期間を確保する必要がありますことから、本年10月から業者の募集を開始し、年内には業者を決定したいと考えております。

そのため、今年度から契約を取り交わすために、つまり後年度にわたる契約となりますことから、債務負担行為という方法で、予算化を図りたいものでございます。その債務負担行為の期間については、20年から22年まで、内容を申しますと、支払いは伴わないけれど、準備作業を必要とする20年度、それと後年度に歳出の予算化を必要とする21年度と22年度の3年間で、債務負担行為の限度額は、20年度は支払いを伴わないので、21年度と22年度の2か年分を3,300万円とするものでございます。この限度額は、地方交付税の給食にかかわる理論算入額で、この内容は潮江東小学校で想定した600食を基に理論計算した金額ですが、その理論算入額と複数業者に見積額を参考に設定したものでございます。業者選考に当たりましては、2か年で3,300万円以内の金額を提示した業者の中から選考し、決定した業者との契約額を21、22年度の各年度の当初予算に計上することとなります。

この給食調理業務の委託試行の概要につきましては、資料に記載のとおりでございますので説明は以上とさせていただきます。

続いて、3ページをご覧くださいと思います。予算外議案3件でございます。

1と2の高知市文化プラザ条例の一部を改正する条例議案と高知市立公民館条例の一部を改正する条例議案につきましては、生涯学習課長から後ほど説明いたします。私のほうからは、3番目の不動産取得議案について説明をさせていただきます。

内容につきましては、先程予算議案でも説明しましたように、平成10年度に開校した横内小学校屋内運動場棟につきまして、国の補助の事業認定を受けたことに伴いまして、学校建設公社から価格3億740万5,000円以内で買い取りを行うものでございます。詳細な説明につきましては、予算議案と同じでするので省略させていただきます。

参考として、平成19年度教育費決算速報という表をつけさせていただいております。この19年度決算については、決算の認定議案が議会の開会日に提案される予定となっております。

教育費の決算状況は表にありますとおり、18年度に比べると3億9千万円程度の減となっております。93億155万1,000円の決算となっております。詳細につきましては、次回の9月の定例教育委員会で説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

私からの説明は以上です。

## 生涯学習課長

生涯学習課長の太田でございます。高知市文化プラザ条例並びに高知市立公民館条例の一部を改正する条例案についてご説明させていただきます。

11 ページに改正の趣旨を書いておりますが、平成 21 年度からの新たな高知市文化プラザ指定管理者の導入に伴いまして、指定管理者が行う業務を一部変更することから所要の改正を図るものというふうになっております。指定管理者が行う現行の文化プラザ施設及び設備についての業務の範囲については、文化ホール、市民ギャラリー、横山隆一記念まんが館そして中央公民館、ガレリアその他の施設となっているものを、平成 21 年度からは、横山隆一記念まんが館と中央公民館を除きまして文化ホール、市民ギャラリー、ガレリアその他の施設を新たな業務範囲としようとするものです。この変更に伴いまして条例を改正しようとするものですが、まず 高知市文化プラザ条例の一部改正については、13 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

旧のほうですが、第 4 条の 3（指定管理者が行う業務）、第 4 条の 4（指定管理者の権限）、第 4 条の 7（利用料金の収入等）の各条項の中にありますまんが館に関する事項を削除するものでございます。削除したものが、右側の新になります。ちなみに第 4 条の 3 にある第 16 条の事業というのはまんが館事業のことでありまして、第 4 条の 4 にある第 19 条というのはまんが館資料の撮影承認でありまして、第 4 条の 7 にある 17 条というのはまんが館の観覧料の規定でございます。

高知市立公民館条例の一部改正でございますが同じく新旧対照表を 16・17 ページをご覧くださいと思います。旧のほうですが、第 7 条（指定管理者が行う業務）のうち、使用の許可に関する事項、第 8 条（指定管理者の権限）と第 15 条（利用料金の収入等）については貸館に関する部分ですので、条文そのものを削除したいということでございます。以上でございます。

## 澤田委員長

この件に関して、それぞれ質疑等はありませんか。

## 吉川教育長

補足になりますけれども、学校給食の民間委託の現状を整理いたしますと、議会で経済文教委員会、行財政改革特別委員会等これまでの経過を含めて説明を申し上げました。議会は賛否両論ございました。ある会派は、どう説明しても民間委託そのものに反対であるという立場を堅持されているものですから、どうしてもこちらの説明は納得していただけない状況が続いていると考えております。

一方、保護者のほうですが、先程説明申し上げたように、4 回の説明会と 8 月 3 日の意見交換会、と回数で申しますと都合 5 回でございます。多い、少ないについては、さまざまなお意見はあると思います。もうちょっと説明が足りないのではないかという方は、例えば 9 月に入って参観日にでももう 1 回開いてくださいと。そういう意見を受けて、学校の方に伺ってみました、「これ以上もう説明会をしても同じことの繰り返しではないか」ということでもございました。私どもは、様々な質問に対してそれなりに誠意を持って回答を示してきたつもりですが、どうしても、もともと安全確保に懸念がある、民間委託そのものに不信感を持っている、そういうことで説得し切れなかったということで、一口に言えば、力不足を痛感しております。

その中で、何度も申し上げたのですが、「百聞は一見にしかず」というように、現地をご覧いただいて、作業工程など外から見られるわけですし、給食も食べることができるわけです。当該実施している学校長、学校栄養職員、また岡山東疇小学校の保護者との意見交換の場も含めて、その場で疑問に思われていることをすべてぶつけられて、不安を解消してほしいとお誘いしているわけです。

それで、議会でも同じことを申し上げたのですが、9 月 2 日に若草養護学校を、反対されているであろう会派のお二人から見に行きたいということで、今朝、私のほうからも依頼し、学校長は気持ちよくお引き受けくださっております。

それで、反対している保護者も、議会の議員さんもそうですが、インターネットなどで、うまくいっていない、あるいは小さい事故があった民間委託の事例を掲げながら、「こういう不安があるのだから」

ら」とおっしゃいます。

例えば、その一つに松山市の例を挙げながら、あそこは18程度の共同調理場でやっております。「ある共同調理場で作られた1つの学校の子どもの一人のスープ皿の中に異物が混入していた。民間委託だからこういう事故が生じている。だから怖い」とおっしゃるけれども、異物混入につきましても、あってはならんことですのでけれども、自校直営でも実は年間相当数あっております。スポンジのかげら、髪の毛や様々なものが、異物混入がないようにしていかなければならないけれども、それがあつた場合に、子どもの口に入れさせないことが一番肝心なことではないかということをお申しました。まれに、業者から搬入されている物資のなかに混入している場合もあり、その場合には、業者に厳正な指導、ひどい場合には納入停止処分というのをやっているわけです。

また、「松山市の場合は、5年もかけて計画的にしている。高知市は3月以降、議会に出したのは5月である。5月から逆算しても2か月だ」と。松山市の場合は、全体計画をどう立てるかの検討委員会をつくり、18共同調理場を一気にやる。計画を立てるために相当時間をかけられておられますが、いっぺん計画を立てて、説明をしたのは共同調理場ごとに1回です。高知市は、全体計画を立てておりませんので、一つの学校で試行して、その一つの学校に、少ないとおっしゃるけれども5回の説明、2度の冊子もお渡しし、ご案内もし、さらにお答えもする。そういうわけで、私としては対応が不十分であるとは思っておりません。十分だとはいいませんが、そういう意見をいただいたときは、そこは見解の相違ですと申し上げております。

それで9月の議会では、この案件が最重要案件とも言えます。まさに、焦点は債務負担行為の議案が、通るか、通らないかで決まると思っております。反対される職員労働組合、教職員組合などが中心となって、署名活動をされているというふうにお聞きしております。その署名を基に、陳情が出てくるといふふうにも聞いております。そういうことをもとに、質問も出てまいります。6月議会でも反対会派から質問が出されました。

9月議会でも個人質問になるかどうかは定かではありませんが、当然一定の論議があつて、最終的に経済文教委員会で債務負担行為にかかわる議案について賛否が分かれる。それを持ち越して今度は結果報告、そして経済文教委員長報告があつて、採決になるということで、まだ紆余曲折がございますが、私はこの教育委員会のなかでも度々申し上げておおり、中核市39市のなかで26市が既に先行実施をしており、2市が計画しています。70パーセントを超えるところで既に実施をしております。照会をしても大きな食中毒等の事故は一つとして挙げておりませんし、安全確保ができることと私自身が、もう様々な場で先行実施している中核市の教育長にじかに不安な点、混乱した点があつたらどうぞお教え願いたいと伺っても、まったく問題がない、やるべきだというお答えをいただいたところでございます。

それから、岡山市にも視察に行きました、それから日高の養護学校につきましても、私がじかに行って校長先生、学校栄養士とのやりとりでも、「全く問題がない」と。給食も食べましたが、大変おいしくいただきました。それから県立の4つの特別支援学校のうち若草の校長先生から、日高に行かれることがあればお話ししておきますとまでおっしゃっておられました。とにかく、どう聞いても問題がない。どう見ても問題がない。食べても問題がない。そういうことで、私は民間委託そのものに安全で、安心できる給食が提供できるという確信を持っておりますので、自信を持って4月からの試行に入りたいと考えます。

ただ、この試行という言葉に抵抗を感じられている方がいらっしゃるようで、「試行ということは不安に思う」と。もっとひどい人は「後ろ暗いところがあるから試行するのではないか」とおっしゃいますが、そうではありません。用心をして保護者との合意形成もあるし、今後の全体計画のこともあるので試行するのです。この中身は本格実施と一緒に申し上げております。22年度に検証して23年度以降の全体計画を立てていく。こういうことで、順序を踏み、丁寧な作業をするということから試行と検証ですと申し上げております。いずれにいたしましても、やれるだけのことは、や



れたのではないかと考えております。

#### 西山委員

質問が出たのではないかとと思われることなんですが、委託される業者さんをAとしますね。そのAという会社が、全く別の業務で食中毒を起こして営業停止処分になった時には、どういう対応がなされるのでしょうか。

#### 学事課長

これにつきましては、一つの業者が万が一駄目になった場合には、別の業者が代行するような形で契約しております。第三者契約ですか、そのように代行の業者を探して準備した上での契約を考えております。

#### 総務課長

少し補足させていただきたいと思います。全国展開している給食調理をする事業者がいて、あるところでそういう食中毒などが起こり、そこで営業停止になった場合、それがそのまま高知市で行う小学校に影響があるかといえ、それぞれの事業所ごとで営業許可を保健所からもらっておりますので、そのまま給食が停止することにはなりません。

ただ、そういうことがないと確認して始めるわけで、仮の話ですが、そういうことが起こった時には、その潮江東小学校で営業許可を受けた事業所が代行する業者を事前に構えておくという契約を予め取り交わすということになります。

#### 山本委員

学校給食ではないですが、今回耐震の対象となる学校が分かっておりますか。

#### 総務課長

今回補正で診断を行おうとしております学校名ですけれど、第四小学校、旭小学校、旭東小学校、小高坂小学校、三里小学校、朝倉小学校、城西中学校、大津中学校でございます。

#### 澤田委員長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

それでは、ただ今委員の皆さんから出されましたご意見ですが、教育委員会として市長に申しあげることについてはいかがでしょうか。

特にないようですね。

それではお諮りいたします。市教委第43号「平成20年9月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、『特段意見はなし』として決することにご異議ありませんか。

#### 委員一同

————— 【異議なし】 —————

#### 澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第43号はそのように決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時51分